

## (4) 審級別合計

処 理 区 分	課 税 関 係							徴 収 関 係						計
	所得税	法人税	資産税	消費税	酒税	その他	小計	行政 事件	執行 停止	損害 賠償	その他 民事	簡易 事件	小計	
前年度末係属件数	2	6	1	1	-	2	12	-	-	-	3	-	3	15
事件区分の変更等による調整件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度に提起された件数	-	5	-	1	-	2	8	-	-	-	-	-	-	8
本 年 度 結 算 件 数	取 下 件 数	1	1	-	-	-	2	-	-	-	2	-	2	4
	却 下 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国側勝訴件数	-	4	-	2	-	3	9	-	-	-	-	-	9
	国側一部勝訴件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国側敗訴件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	差 戻 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	和 解 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
そ の 他 の 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1	5	-	2	-	3	11	-	-	-	3	-	3	14
本年度末係属件数	1	6	1	-	-	1	9	-	-	-	-	-	-	9

調査対象等： 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における国税の賦課又は徴収に関する訴訟事件について掲げた。

- 用語の説明：
- 1 「取下げ」とは、原告が訴えを撤回したものをいう。
  - 2 「却下」とは、訴訟要件又は上訴の要件が具備されていないため不適法として排斥されたものをいう。
  - 3 「差戻し」とは、上級審で原判決を取り消した場合に、審理をやり直させるため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。
  - 4 「和解」とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。